

第五章 創業の苦悩

模索段階

赤峰街の家には一階の客間に机を置いて夜間、事務を取り、合わせて小口の訴訟案件も扱っていたが、陳茂春先生の和平事務所を去ったあとは、昼間もここで仕事をするようになった。「林敏生弁護士事務所」の看板も門前に掲げた。その実、一九六〇年四月二十九日取得の弁護士ライセンス「經濟部中央標準局台字第一〇六号特許代理人証書」の看板はずっと掛けられていたのだが、食べることに一杯の戦後のあの時代。「特許」の意味さえ知る者はわずか。看板を掛けてもほとんど役に立たなかった。

当の敏生も、建国中学の同級生陳燦暉が熱心に誘わなかったら、この業界に足を踏み入れることはなかったろう。工業専門学校に進んだ陳燦暉とは、卒業してからもちよくちよく連絡を取り合った。「真正正銘の發明狂」と敏生が称する陳燦暉は当時、台湾セメント勤務。アイデアが湧くと実際に製作もやった。そうこうするうちに、ストーブと鍋を合体した新製品を考案。台湾で特許を出願した上、日本の三菱電機に売り込んだ。この新製品はのち市場に出回り、黙っていても権利金が入って来る。大いに勇気づけられた陳燦暉は、彼の發明人生を突っ走ることになる。

弁護士の資格を申請したのも、当時ほとんど商売にならなかった特許業に手を染めたのも、元はと言えば、陳燦暉の情熱に敏生が動かされた結果である。

發明特許センターの構想も彼の提案。創設の中心人物となる莊金池を見つけてきたのも彼である。莊氏は發明に興味をもっている陳燦暉同好の士。共同出資者のうち四名はこの莊金池が連れてきた。

残りの共同出資者は陳燦暉を中心とする五名。すなわち彼本人と林敏生、張龍飛、陳天宝、林実。

こうして一九六四年十月、国際発明特許センター株式会社が設立された。資本金百萬元。一株一萬元で一人十株。それぞれ半額ずつ払い込んだ。業務内容は内外の特許権および商標使用権の売買、貸借および仲介。他に特許製品企業の投資や発明特許に関する刊行物発行なども手懸けることになった。董事長莊金池、總經理陳燦暉。国内、国外および総務の三部門を設置。国内部は林実、総務部は謝天来、国外部はモービル石油に勤めていたこともある陳天宝が責任者となった。敏生は監査役。

国際特許事務所は国際発明特許センターの付属機関、その関連事業体として設立された。ただし林敏生法律事務所はこれまで通り敏生の個人経営。

出資者の中で弁護士資格と弁理士ライセンスを持っているのは敏生一人。本業に忙殺されていた彼は、センターの経営にまったくタッチしていなかったが、特許案件の申請は彼のところに回ってくる。一件あたり三割の利益を取得できる約束だった。

一九六五年正月、国際発明特許センターの中山北路事務所開設にともない、敏生も事務所をそこに移した。現在の老爺飯店に当たる場所である。陳燦暉は相変わらず台湾セメント勤務。敏生は敏生で毎月十案件をこなす忙しさだった。事務所の移転については、家賃も払わずに大きな事務所です仕事ができる、得をした気分であった。

しかし、わずか四、五ヶ月でセンターに危機が訪れた。いつまでたっても伸びない実績に、莊金池が業を煮やしたのである。当時の台湾にあつて発明商売は最先端。宣伝の媒体もなければ、政府の補助金もない状態で、創業の難しさは始めから分かっていたことだが、可愛そうなほどの業務量に、莊金池ほか五人の出資者は、前途に希望なしと判断。センターの事業から手を引いた。

資金力のある莊金池に去られて、敏生たちは資金面でさっそく行き詰まったが、「ライセンスは手にあるし、本業は安定している。陳燦暉のアイデアと発明にかける情熱は衰えていない。会社は存続させよう」と、敏生は腹を決めた。しばらくして、もう一人の出資者林実も、別の事業のためにセンターを去った。出資者は残り四人。

一九六五年四月、陳燦暉は台湾セメントを辞して本格的にこの業界へ飛び込んできたが、彼と敏生の他に、事務所には秘書とタイピスト、合わせて四人しかいなかった。

敏生はこの頃、第一銀行、物資局とヤクルトの案件で忙しかったから、国際発明特許センターは完全に陳燦暉が取り仕切っており、敏生は宣伝文句をひねり出すことぐらい。それさえ睡眠時間を削ってやっていた。

一九六五年、国際特許事務所の取扱案件はわずか五件。翌年と合わせ二年連続の赤字を計上していた。

全力スパート

「ただ飯」ばかり食らってもいられない、と彼は悟った。

国際発明特許センターの引き続き欠損で、パートナーの中に緊張が走った。誰もが問題を直視すべ